

私たち、行政書士にご相談ください!

農産品への付加価値確保や販路拡大を支援

- 農産物の販路開拓や六次産業化確立
- 地理的表示保護制度(GI制度)
- 新品種育成者の権利を守る品種登録制度

資金調達支援

- 日本政策金融公庫のスーパーL資金申請
- 一般銀行への融資申請

人材確保・担い手確保支援

企業の農業参入支援、新農業の組織化

- 新規就農や企業の農業参入における、各地の農地情報、営農情報や人材情報等の各種情報を提供することによる就農支援

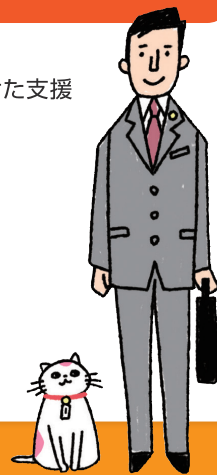
「農ハウ」活用による事業の安定性・知識の蓄積支援

- 技術提供契約や秘密保持契約等の契約書作成支援

農産品の品質確保支援

- GAPやHACCP等の策定やコンサルなど、認証取得に向けた支援

各業務の詳細はこちら



行政書士の使命

行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持っています。

国民の生活に密着した法務サービスを提供しており、高い倫理観を持って職務にあたるよう心掛けています。

国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄に貢献することを使命としています。

農業をご支援してきた歴史

行政書士は古くから農地の売買や賃借の際に、農地法に基づく「農地転用許可」を通じて、農業者の方々に支援してまいりました。

また、優良農地の保全への取組みにも協力することで、農地の荒廃や跡継ぎ問題にも深く貢献してまいりました。

最近では農業への新規参入や法人化のお手伝いはもちろんのこと、若い後継者育成支援も行うようになり、ますます、農業経営全般を支援するようになりました。

我々行政書士は、あなたの街の身近な法律家として全国津々浦々で業務を営んでいます。

是非お近くの行政書士にお気軽にご相談ください。

お問い合わせ

書名: 農業者の皆さん! このようなことでお困りではないですか?

発行: 2023年1月30日

著作・発行者: 日本行政書士会連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階



農業者の皆さん!

このようなことでお困りではないですか?

付加価値を
付けたいなあ

もっとたくさん
売りたいなあ

融資の相談が
できないかなあ

栽培方法や
新品種が守れるって
聞いたけれど



日本行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

行政書士に 相談しよう!

日本行政書士会連合会

Q. 販路を拡大したいけれど、いろいろと不安です。

A. 自社独自の販売手法について契約書の作成など、安全な取引の支援を行っています。
また、インターネットを活用した販売拡大を目指した通信販売や、海外への販路拡大についても支援しています。

Q. 生産だけでなく加工や販売にも興味がありますが、どうすればよいでしょうか？

A. 生産物の元々持っている価値をさらに高めるため、生産者が食品加工(二次産業)を行うことを支援しています。流通並びに販売(三次産業)に対しては、多くの情報提供による支援を行うことで、農林水産業の活性化をお手伝いしています。

Q. 観光農園に興味がありますが、相談に乗って頂けますか？

A. ”作って売る農業(販売型農業)”から、”来てもらってファンを作る農業(来訪型農業)”への転換による安定的な経営スタイルが注目されています。
地域の農業活性化のお手伝いもしています。

Q. 新品種と思われるブドウができましたが、安全に後世へ残すために、何かできることはありますか？

A. 品種登録制度を利用することで安全に後世へ権利を残すことができるかもしれません。
苦勞して育種した品種の権利を守るのはもちろんのこと、自社の農業経営のアピールポイントとしても活用できます。

Q. 先祖代々口伝えの栽培方法や肥料の作り方を活用することはできますか？

A. 独自の栽培方法や肥料の作り方、施肥の方法・時期という長年の経験は営業秘密となり知的財産(農ハウ)になると考えられます。まずは、行政書士に相談して権利化できるか否かを検討してみましょう。

Q. 長年地域で生産されている農産物や加工品がありますが、何か活用方法はありますか？

A. 昔からあなたの地方で語り継がれている栽培方法や加工方法が認められると、大きな付加価値がつきます。これを「地理的表示保護制度(GI制度)」といい、風土に根差した農水産品に付加価値をつける制度になります。
本制度の取得支援や管理運営支援を行っています。

Q. 法人として農業に参入できますか？

A. 企業や法人などのリース法人や農地所有適格法人(農地を買うことができる法人)が農業参入する場合の制度には、許認可が必要です。
そのような時に各種情報を提供し企業の農業参入を支援いたします。

Q. 資金調達したいのですが？

A. 資金調達に必要な各種計画書やノウハウを基にした経営改善計画の作成・提出支援、国や都道府県の金融施策等の情報提供も行っていきます。

お気軽に
ご相談ください!



地理的表示保護制度(GI制度)

